

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年8月17日 22時30分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島北西方沖 波ヶ埼灯台から真方位297° 1.6海里付近 （概位 北緯34°44.4′ 東経137°00.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ページ} Page.1は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Page.1、5トン未満（長さ10.07m） 250-28725愛知、有限会社一粒社（A社） ディーゼル機関、4サイクル、出力169.10kW、回転数毎分 2,900、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、友人3人を乗せて航行中、主機が停止して運航不能となり、船長が118番通報し、来援した巡視艇によりえい航救助された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、原因を調査したところ、主機冷却海水ポンプのゴム製インペラのブレード8枚のうち7枚が折損しているのを認め、冷却清水系統に冷却海水が送られず、冷却清水温度が上昇して主機の過熱が発生し、主機が停止したと判断した。 本船は、平成15年にA社が購入して以来、主機冷却海水ポンプの開放点検を実施したことがなかった。
分析	本船は、主機冷却海水ポンプの開放点検を15年以上実施していなかったところ、航行中に主機冷却海水ポンプのインペラのブレード8枚のうち7枚が折損したことから、冷却清水系統に冷却海水が送られず、主機の冷却清水温度が上昇して主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機冷却海水ポンプの開放点検を15年以上実施していなかったところ、航行中に主機冷却海水ポンプのインペラのブレード8枚のうち7枚が折損したため、冷却清水系

	<p>続に冷却海水が送られず、主機の冷却清水温度が上昇して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期検査等で主機を開放検査する際は、主機に付属する海水ポンプ等の補機も開放点検すること。・ ゴム製インペラは、経年劣化で堅くなって折損することがあるので、よく点検すること。